

四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付要綱（平成20年四日市市告示第109号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助の対象)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象は、四日市市国民健康保険の被保険者が医療機関において受診する、磁気共鳴画像検査（以下「MRI検査」という。）を検査項目に含む脳ドックとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、補助の対象としない。</p> <p>(1) 脳ドックの受診者の属する世帯が、国民健康保険料を滞納しているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>附則</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>3 この要綱は、<u>平成34年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(補助の対象)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象は、四日市市国民健康保険の被保険者が医療機関において受診する、磁気共鳴画像検査（以下「MRI検査」という。）を検査項目に含む脳ドックとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、補助の対象としない。</p> <p>(1) 脳ドックの受診者の属する世帯が、<u>第4条に規定する補助金交付申請の日</u>の属する月の前月から前1年の間に国民健康保険料を滞納しているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>附則</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>3 この要綱は、<u>平成31年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

第2号様式を次のように改める。

住 所

氏 名 様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市国民健康保険脳ドック補助金については、四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

- | | | |
|---------------|---|---|
| 1 補助金の額 | 金 | 円 |
| 2 補助金の対象となる事業 | MRI(磁気共鳴画像検査)を検査項目に含む脳ドックの受診 | |
| 3 補助金等の交付条件 | (1)四日市市国民健康保険の被保険者であること。
(2)この交付決定を受けた者の属する世帯は国民健康保険料を滞納していないこと。 | |

第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第8条関係)

四日市市長

年 月 日

住 所 四日市市

名 前 印
(※交付申請書と同じ印)

電 話 ー

補助金交付請求書

年 月 日付け保険第 号-2で補助金の交付決定を受けた脳ドックを受診したので、
四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付要綱に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 円

2. 添付書類

- (1) 脳ドック実施医療機関発行の検査結果 (MRI 必須) (写し)
- (2) 脳ドック実施医療機関発行の受診者本人宛の領収書 (写し)

3. 振込を希望する口座情報

振込口座(受診者本人名義)

金融機関			銀行・農協 信用金庫			支店 出張所
口座 種別	1. 普通 2. 当座	口座 番号		名義人(本人) (カタカナ)		

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正は告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に改正前の四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付要綱の規定により申請のあった補助金の取扱については、なお、従前の例による。